

2019年度 福岡女学院大学 教員免許状更新講習受講者募集要項

1. 教員免許状更新講習の開設及び受講者の募集

福岡女学院大学（以下「本学」という）は、教員免許更新制による2019年度教員免許状更新講習（以下「講習」という）を開設し、次のとおり受講者の募集を行います。

（注）教員免許更新制、教員免許状更新講習及び受講資格等についての詳細は、文部科学省のホームページを参照ください。

2. 受講対象者

本年度、講習を受講できるのは以下の方です。

○旧免許状所持者で、平成32年3月31日及び平成33年3月31日に修了確認期限を迎えられる方。

○新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）所持者で、免許状に記載されている「有効期間の満了の日」の2年2か月前～2か月前の期間にあたる方。

※更新講習の修了・免許状の更新申請を行わずに修了確認期限を迎えた方も、更新講習を受講することができます。

講習の受講対象者は、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則等に定められています。受講対象者に該当するかどうかについては、文部科学省のホームページ・都道府県教育委員会を確認ください。

3. 講習

本学ホームページの「教員免許状更新講習」に本学で開設する講習を掲載しています。

※昨年度本学にて受講済みの科目を今年度再度受講しても、講習内容が同一であるため免許状の更新に必要な講習時間（30時間）に加算されませんので、ご注意ください。

4. 福岡共同・教員免許状更新講習システム

講習の申込は「福岡共同・教員免許状更新講習システム（Kuas）」（以下 Kuas という）から行ないます。このシステムに掲載の情報を参照して、受講の申込をしてください。

KUASより事前アンケートの入力、受講申込書や受講票の出力、開設大学からの連絡用受信メールアドレスの登録、成績の照会等を行います。

Kuas URL : <https://www.kuaskmenkyo.necps.jp/fukuoka/>

Kuas 参加大学

福岡教育大学・九州大学・九州工業大学・福岡県立大学・福岡女子大学・九州産業大学・九州女子大学（九州共立大学）・久留米工業大学・西南学院大学・西南女学院大学・筑紫女学園大学・中村学園大学・福岡工業大学・福岡女学院大学・福岡大学・西日本工業大学・久留米大学

5. 受講の申込み等

インターネットからKuasに接続していただき、「受講者ID・パスワード」を取得後、受講する講習を選び【第1次申込】を行ないます。

※昨年「受講者ID・パスワード」を取得した方は再登録不要です。

受講料の請求書が、第1次申込で登録した住所に郵送されますので、コンビニエンスストアで納入ください。その後、郵送により【第2次申込】を行います。

Kuasの操作等については、システムの画面に記載された事項に従ってください。

① 申込方法

受講者IDの取得

※ 受講者ID およびパスワードは、全ての講習の履修認定が修了するまで、講習の受講やKuasの使用のため必要となります。忘れないようご注意ください。

第1次申込

・KUASにて受講する講習を選び、申し込みを行ないます。(4月16日(火) 21時~5月19日(日))

ここまでが【第1次申込】となります。

事前アンケート

・「事前アンケート」に回答する。(事前アンケートについては、後記7.に記載)

受講申込書および受講票

・Kuasから受講申込書と受講票の様式をプリントアウトする。(事前アンケートに回答しないと受講申込書をプリントアウトできませんのでご注意ください)

受講申込書と受講票に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付けてください。

受講申込書には所属学校長等の証明印が必要です。現在教員として勤務されていない方は、前勤務先または、教育委員会等の証明印が必要となります。

第2次申込

●【第1次申込】締切後、ご登録の住所宛に受講料の請求書を送付しますので、支払期間内(6月4日(火)~6月17日(月))にコンビニエンスストアでお支払いください。

その際、別途振込手数料が必要となります。(振込手数料は、振込金額が50,000円未満では281円です。) お支払い店舗にて、領収印押印済みの「払込金受領証」を受領してください。

●記入済みの受講申込書に①の払込金受領証のコピー(原本でも可)を貼付し、下記住所に送付ください。

※受講申込書提出締切日：6月24日(月)必着

【受講申込書送付先】

〒811-1313 福岡市南区日佐3丁目42-1

福岡女学院大学 教務課 教員免許状更新講習担当

※ 封書に朱書きで「受講申込書・払込金受領証在中」とご記入ください。

受講票

・受講票は、KUASより出力の上、講習当日に必ずご持参ください。

6. 受講料の返還

受講料納入後、次の事由等により受講できなくなった場合は、受講者からの請求に基づき、受講料(振込手数料を除く納入額。以下同様。)の全額又は一部を受講者の口座へ銀行振込により返金いたします。受講しない場合(欠席)は、受講料は返金いたしませんのでご注意ください。

全額返還（受講料の全額）

以下の場合、受講料の全額を返金致します。

- ・台風等の自然現象、担当講師の急病、受講申込完了者が10人未満、その他大学の事情等により講習が開催されなかった場合
- ・公共交通機関の異常運行等により受講できなかった場合（講習開設日から3日以内に連絡すること）。

一部返還

以下の場合、受講料を一部返金（受講料から、銀行振込料・事務手数料として1,000円を差し引いた額）いたします。

- ・勤務校の業務、葬儀（二親等以内）、病気などにより講習が受講できないと事前に連絡があった場合
- ・急病（受講者本人の子どもを含む）等により、受講できなかった場合。（講習開設日から3日以内にご連絡ください。）

返還しない

- ・その他（受講開始後の早退等を含む）の事由により受講しない場合。

（注）受講できるかどうか不確実な講習の申込は行わないでください。また、【第2次申込】を完了した講習については確実に受講をお願い致します。

7. 講習の開催・不開催

① 講習の不開催、開催日の変更

次の場合は、講習を開催しないことや、開催日、会場等を変更することがあります。

- ・講習の受講申込完了者が、10人未満の場合
- ・台風等の自然現象、公共交通機関の異常運行、担当講師の急病その他講習を開催できない、または開催することが適切でないとして本学が判断した場合

※気象状況や公共交通機関の異常運行等により不開催の可能性が考えられるときは、メールでの送信や会場での周知が行えない場合も想定されますので、こまめに本学のホームページ、KUASをご確認ください。

開催について不明な場合は、本学教務課にお電話ください。

福岡女学院大学 教務課 092-575-2974

② 不開催の場合の対応

講習が不開催となった場合、受講申込が完了されている方は、不開催決定後速やかに次のいずれかによりご対応をお願い致します。

- ・2019年度中に本学が開設する別の講習を受講する。
- ・不開催となった講習が別の日程で再度開設される場合、その講習を受講する。
- ・講習を受講せず、受講料の返還請求を行う。（この場合は、受講料返還手続きが必要となりますので速やかにご連絡ください。）

8. 講習内容に関する事前アンケート

講習では、講習実施前に講習内容等に関する受講者の意向を把握し、受講者の全体的な意向を講習内容に反映させることになっています。そのための事前アンケートを行ないますので、受講を申し込む

【第1次申込】の際に、ご回答ください。事前アンケートに回答しないと、【第2次申込】用の受講申込書が出力できません。

なお、この事前アンケートは、受講者の全体的な意向を把握することを目的として実施するものであり、個々の受講者の意向全てを講習内容等に直接反映することを目的としたものではありませんのでご了承ください。

9. 講習の受講

① 講習当日に持参するもの

- 受講票（Kuasから様式を出力。必要な箇所を記入の上、写真を貼付。）
※ 履修認定試験を受験する際に「ID番号」が必要となりますので、受講票には「ID番号」を正しく記入してください。
- 筆記用具（鉛筆かシャープペンシルが必要です）
- 時計（試験時には、携帯電話は使えません）
- その他受講に必要なもの（Kuasに掲載している各講習の「教員免許状更新講習の概要」（シラバス）をご確認ください）

② 講習時間割（予定）※講習によっては、スケジュールが変更される場合があります。予めご理解ください。

受付開始	9:00～
オリエンテーション	9:15～ 9:25（10分）
1時限	9:30～11:00（90分）
2時限	11:15～12:45（90分）
【昼休み	12:45～13:45】
3時限	13:45～15:15（90分）
4時限	15:30～17:00（90分）

③ 講習の進行

時限ごとの開始時刻・終了時刻等は講習によって異なりますので、Kuasに掲載している各講習の「教員免許状更新講習の概要」（シラバス）をご覧ください。

④ 受講者による事後評価

教育職員免許法等に定める教員免許状更新講習では、講習終了後に、講習の運営状況、効果等について事後評価を行うことが求められています。受講終了後1週間以内に、講習毎にKuasから必ず事後アンケートに回答を行なってください。事後アンケートの回答を行なわないと「修了・履修証明書」が発行できませんので、ご注意ください。

10. 履修認定

① 履修認定試験の実施

- 講習の履修を認定するため、試験を実施します。
- 試験時間は講習時間に含まれます。
- 試験は、筆記試験で実施します。
- 実施方法は、各講習により異なりますのでKuasに掲載している各講習の「教員免許状更新講習の概要（シラバス）」をご覧ください。

② 受験資格

講習を30分以上受講しなかった場合は、履修認定試験を受験することができません。

③ 履修認定の評価基準

履修認定の評価基準は、履修認定試験の点数が6割以上（100点満点の場合は60点以上）とします。

④ 履修認定の結果

履修認定の結果は、9月13日（金）迄にKuasに掲載しますので、必ずご確認ください。なお、履修認定の結果に対して疑義がある場合は、講習終了2ヶ月後までに本学教務課にご連絡ください。

⑤ 履修証明書の送付

履修を認定した受講者には、履修証明書を【第1次申込】で登録した住所に送付します。履修証明書は、教員免許状を更新する際に必要となりますので大切に保管ください。

※ 事後アンケートに回答していない場合、修了・履修証明書は発行されませんのでご注意ください。

1.1. 講習会場への交通アクセス・学内案内図等

本学への交通手段については、福岡女学院大学のホームページ「交通アクセス」をご覧ください。

【<http://www.fukujo.ac.jp/university/other/access.html>】

- ・講習当日は教員免許状更新講習「受講票」の提示により、学内への入構（駐車場への駐車）ができます。

1.2. 受講上特別な措置を必要とする方の受講について

本学では、身体に障害を有する方にもご利用いただくために、キャンパス内の施設・設備の改善に努めておりますが、障害の状況により対応できないことがあります。身体に障害を有する等により、受講上特別な措置を希望する方については、申込の前に事前のお問い合わせをお願い致します。また、本学では次の点については対応できませんので、予めご了承ください。

- ①講習受講や履修認定試験におけるノートテイク、手話通訳、移動補助者等の確保
- ②テキストや配付教材の点字化、拡大化、録音教材化、データ等への加工
- ③履修認定試験時間の延長
- ④点字化、拡大化、録音教材化等に加工した、レポートや答案用紙の提出

1.3. その他

① 個人情報の取り扱いについて

本学は、個人情報の重要性を認識し、責任を持って情報の保護を行なっています。

皆さまからいただいた個人情報は、適切な漏洩防止・管理・廃棄を行ない、第三者に提供、開示等一切いたしません。

受講申込書に記入していただいた住所、氏名、その他の個人情報は、終了・履修証明書等の事務連絡を行なうために利用いたします。

② 傷害保険について

講習の主催者として、講習のための保険には加入しませんので、傷害保険等の加入は、受講者各人の判断により対応をお願いいたします。

③ 講習の件で、開講通知や証明書の発行等につきまして、本学よりメールでお知らせを送信いたします。メールに規制をかけている場合は、本学より送信するメールを受信できる環境に設定をお願いいたします。

なお、本学のメールアドレスは【kyousyoku@fukujo.ac.jp】です。

④ 問い合わせ窓口

講習についての問い合わせ窓口は、本学教務課となっております。

【福岡女学院大学 教務課 教員免許状更新講習担当】

受付時間：月～金曜日 9：00～17：30

（土日および祝日・休業日 8月13日（月）～8月16日（木）を除く）

住 所：〒811-1313 福岡市南区日佐3丁目42-1

電 話：092-575-2974

E-mail：kyousyoku@fukujo.ac.jp